

定期監査結果報告書

令和7年11月

岸和田市監査委員

第1 監査の対象

1 対象事務

令和6年度及び令和7年度事務事業(令和6年4月1日から令和7年7月31日まで)。
なお、必要に応じて他年度事務事業を含む。

2 対象部課等

- (1) 教育総務部(総務課、学校適正配置推進課、学校給食課、学校管理課、産業高校学務課)
- (2) 生涯学習部(生涯学習課、スポーツ振興課、郷土文化課、図書館)

第2 監査の主な実施手続、着眼点及び指摘事項等の判断基準

岸和田市監査基準(令和2年監告示第7号)並びにこれに基づき策定した令和7年度岸和田市監査等実施方針及び令和7年度一般会計・特別会計に係る定期監査実施計画に定めるところにより、監査を実施した。

第3 監査の実施場所及び日程

1 実施場所

監査委員室

2 日程

- (1) 調査期間 令和7年9月2日から令和7年10月16日まで
- (2) 監査実施日 令和7年10月16日

第4 監査の結果

監査の結果については、令和7年度岸和田市監査等実施方針に定める判断基準(※)に基づき決定した。

監査の結果の内容は、以下のとおりである。指摘事項としたものについては、是正・改善を検討し、措置を講じたときは通知されたい。また、各課において指摘された事項及びその他部内における注意を要する事項については、部内で共有し、再び誤りが生じないよう適切な事務処理に努められたい。

1 教育総務部

(1) 総務課

就学奨励費返還金等の収入事務、文書仕分業務委託契約等の契約事務、遠距離児童通学費補助金等の補助金交付事務等について、関係書類等により調査した結果、一部の事務について指摘事項が認められた。

ア 指摘事項

- (ア) 岸和田市教育委員会が、岸和田市立小学校長で教育公務員特例法第17条の規定に基づき岸和田市立幼稚園長に兼職として任命した者に対し、給与を支給する場合にあっては、本来条例に基づき支給すべきところを、要綱に基づき報償費として支給していた。(判断基準 ⑤)
 - (イ) しいのみ学級介助事業について、旅費及びその他の費用の支払が遅延しているものがあつた。(判断基準 ⑪)
 - (ウ) 時間外勤務命令事務について、出退勤システムへの入力がないため、超過勤務手当の支給が一部漏れているものがあつた。(判断基準 ⑤)
- (2) 学校適正配置推進課

旅費等の支出事務、時間外勤務命令事務等について、関係書類等により調査した結果、おおむね適正に処理されているものと認められた。

(3) 学校給食課

学校給食費負担金等の収入事務、岸和田市学校給食センター機械警備業務委託契約等の契約事務、備品の管理状況等について、関係書類等により調査した結果、一部の事務について指摘事項が認められた。

ア 指摘事項

令和5年度予算により支出すべき燃料費について、令和6年度予算から支出しているものがあつた。(判断基準 ⑤)

(4) 学校管理課

占用料相当額・利息相当額等の収入事務、学校施設台帳統合管理システムデータ更新業務委託契約等の契約事務、備品の管理状況等について、関係書類等により調査した結果、一部の事務について指摘事項が認められた。

ア 指摘事項

令和5年度予算により支出すべき修繕費について、令和6年度予算から支出しているものがあつた。(判断基準 ⑤)

(5) 産業高校学務課

入学金・授業料等の収入事務、市立産業高等学校門扉開閉等業務委託契約等の契約事務、備品の管理状況等について、関係書類等により調査した結果、おおむね適正に処理されているものと認められた。

2 生涯学習部

(1) 生涯学習課

公民館・青少年会館使用料等の収入事務、まちづくり実践プロジェクト事業委託契約等の契約事務、岸和田市こども会育成連絡協議会事業補助金等の補助金交付事務等について、関係書類等により調査した結果、おおむね適正に処理されているものと認められた。

(2) スポーツ振興課

水泳教室受講料等の収入事務、牛ノ口公園運動広場改修工事に伴う設計及び測量業務委託契約等の契約事務、岸和田市スポーツ振興事業補助金等の補助金交付事務等について、関係書類等により調査した結果、一部の事務について指摘事項が認められた。

ア 指摘事項

(ア) 初心者水泳教室受講キャンセルに伴う当該受講に係る使用料の還付について、岸和田市民プール条例施行規則第10条において、その取扱いが規定されているが、当該規定のとおりには還付金額が算出されていないものがあつた。(判断基準 ⑤)

(イ) 取得価格5,000円以上の備品については、備品台帳に記載しなければならないが記載のないものがあつた。(判断基準 ⑤)

(3) 郷土文化課

きしわだ自然資料館使用料等の収入事務、岸和田藩主岡部家墓所総合調査報告書

作成支援業務委託契約等の契約事務、岸和田市文化財保存事業補助金の補助金交付事務等について、関係書類等により調査した結果、一部の事務について指摘事項が認められた。

ア 指摘事項

きしわだ自然資料館の多目的ホール使用料について、前納しなければならないとされているところ、使用日後に調定され、後納されているものがあった。(判断基準 ⑤)

(4) 図書館

各種冊子等頒布収入等の収入事務、書誌情報作成等業務委託契約等の契約事務、備品の管理状況等について、関係書類等により調査した結果、おおむね適正に処理されているものと認められた。

(5) その他部内における注意事項

ア 複数年度にわたり行政財産の目的外使用許可をしたものについては、年度当初に調定し、納入通知を行うことが適当であるが、事前調査時点で調定及び納入通知がされていないものがあった。調定事務については、時期及び手続は適正か、漏れはないかを確認し、適正に事務を行われない。(判断基準 ②)

イ 処分等の意思決定に必要な書類が添付されておらず事実の確認ができなかったもの、行政財産の目的外使用許可の事務において申請から許可に至るまでの一連の事務に複数の不備があるものなど、業務執行過程における管理体制が有効に機能しているとは言い難い事例が散見された。事務の執行にあたっては、法令や条例・規則その他の規定に基づき適時・適切に行い、その上で、それらが適正に処理されるよう組織的な管理点検体制の維持向上を図られたい。(判断基準 ②)

ウ 公の施設の使用許可事務について、許可した使用時間が条例に規定される使用時間の区分会を超えているものがあったほか、当該案件に係る許可書の作成において複数の不備が見受けられた。公の施設の使用許可に係る一連の事務処理について、根拠となる条例等を確認し、組織的な管理点検体制のもとで適正に事務を行われない。(判断基準 ②)

第5 意見

今回の定期監査では、法令等の規定とは異なる方法により行われているものが散見された。また、前回の定期監査において部内における注意を要する事項としたものについて一部改善がなされていないものがあったほか、執行年度誤りなど、これまで他の部署で指摘事項とした内容と同様の誤りも見受けられた。

定期監査の結果については全庁発信し、指摘事項等については同様の誤りが生じないよう、法令等の規定を十分確認の上で業務を執行するよう注意を促してきたところである。

監査結果を真摯に受け止め、課内での事務執行体制及び管理点検体制を検証し、適正に業務が行われることを望む。

(※) 指摘事項及びその他部内における注意を要する事項の判断基準（令和7年度岸和田市監査等実施方針より抜粋）

(1) 指摘事項

- ① 市に損害を与えている、又は損害を与える恐れがあるもの
- ② 収入確保に適切な措置を要するもの
- ③ 予算を目的外に支出しているもの
- ④ 不必要な予算執行をしているもの
- ⑤ 法令や条例、通達等に違反しているもの
- ⑥ 契約や協定等に反しているもの
- ⑦ 機関の意思決定が適切になされていないもの
- ⑧ 書類の隠匿や改ざんその他の故意による違反行為があるもの
- ⑨ 重大な過失又は著しい怠慢によって誤りを生じているもの
- ⑩ 正確性、経済性、効率性又は有効性の観点から改善を要するもの
- ⑪ 前回、指摘事項又は注意を要する事項とした事項のうち、是正・改善されていないもの
- ⑫ 前回、観察事項とした事項のうち、再度誤りがあったもの（修正されたものを含む）
- ⑬ 注意事項に該当する事項が多数存在するなど財務事務が全般的に不適切であるもの
- ⑭ 上記の事項以外で、監査委員が特に指摘とすることが必要であると認めるもの

(2) その他部内における注意を要する事項

- ① 不当又は違法ではないが適切でないもの
- ② 執行機関等に改善・検討などを促し、又は注意を喚起することが必要と認められるもの
- ③ 上記の事項以外で、金額、手続、処理、方法等から見て比較的軽微な誤りと認められるもの